

鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和6年12月20日～令和7年2月3日
2. 意見の提出者数（件数） 6人（40件）
3. 意見の対応状況

| 処理区分 | 項目 | 第1章 総則 | 第2章 乳児等通園支援事業 | | | その他 | 計 |
|------|------------------------|--------|---------------|-----|-------|-----|----|
| | | | 通則・共通事項 | 一般型 | 余裕活用型 | | |
| A. | 意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| B. | 意見の趣旨等は、条例素案に盛り込み済みのもの | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| C. | 条例案に盛り込まないもの | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| D. | 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| E. | その他要望・意見等 | 7 | 5 | 5 | 3 | 7 | 27 |
| | 計 | 14 | 8 | 7 | 3 | 8 | 40 |

パブリックコメント手続で提出された「意見の対応状況」について（令和6年12月20日～7年2月3日実施）

| |
|----------|
| 意見を受けた人数 |
| 6人 |

| 項目 |
|-------------------------------|
| 第1章 総則 |
| 第2章 乳児等通園支援事業（通則・共通事項） |
| 第2章 乳児等通園支援事業（一般型乳児等通園支援事業） |
| 第2章 乳児等通園支援事業（余裕活用型乳児等通園支援事業） |
| その他 |

| 対応区分 | 件数 |
|---------------------------|----|
| A. 意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの | 2 |
| B. 意見の趣旨等は、条例素案に盛り込み済みのもの | 1 |
| C. 条例案に盛り込まないもの | 4 |
| D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの | 6 |
| E. その他要望・意見等 | 27 |
| 計 | 40 |

○対応区分 「A. 意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの」、「B. 意見の趣旨等は、条例素案に盛り込み済みのもの」、「C. 条例案に盛り込まないもの」、「D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの」、「E. その他要望・意見等」

| 番号 | 項目 | 市民からの意見の概要 | 対応状況 | 対応区分 |
|----|--------|---|--|------|
| 1 | 第1章 総則 | 条例素案の1ページの1～3項目に「最低基準」とあるが、その内容を記載した方がよい。 | 条例素案の本市の基準全体が最低基準の素案であり、内閣府令の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」においても規定されていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、児童福祉法に基づく最低基準として定める旨を規定することとします。 | A |
| 2 | 第1章 総則 | 条例素案の1ページの利用乳幼児の送迎について、利用児の見落とし防止装置を設置したほうがよい。 | 条例素案の第1章総則中「自動車を運行する場合の所在の確認」において、利用乳幼児を日常的に送迎する自動車に、ブザー等の見落とし防止装置の設置を義務づけています。 | B |
| 3 | 第1章 総則 | 条例素案の1ページの4項目「利用乳幼児を平等に取り扱う原則」の利用乳幼児について、乳児と幼児の適用年齢を記載した方がよいと思う。 | 令和6年6月12日改正の児童福祉法において、本事業における乳児は満1歳に満たない者、幼児は満1歳から3歳未満の者と規定されていることから、条例素案の記載とします。 | C |
| 4 | 第1章 総則 | 条例素案の2ページの5項目「乳児等通園支援事業者と非常災害対策」の最後の「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも、毎月1回は、これを行わなければならない」は、「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも、毎月1回実施する訓練計画表を作成し、実施後は訓練結果を記録する」と文言を変えた方がよいと思う。 | 非常災害対策の訓練については、平成27年3月本市作成の「児童福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」に、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、訓練計画、実施記録等の作成を求める規定があり、実施状況を定期的に監査する予定であることから、条例素案の記載とします。 | C |
| 5 | 第1章 総則 | 安全計画に「この計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。」のような計画期間を記載した方がよいと思う。 | 今後、事業実施にあたっては、ご意見の趣旨も参考とさせていただきます。 | D |
| 6 | 第1章 総則 | 条例素案の1ページの利用乳幼児の送迎について、職員を乗車させたほうがよい。 | 今後、事業実施にあたっては、ご意見の趣旨も参考とさせていただきます。 | D |
| 7 | 第1章 総則 | 訓練を行う際には、通園制度を利用しているお子さんがいる時に、できれば行うようにしてはどうか。 | 今後、事業実施にあたっては、ご意見の趣旨も参考とさせていただきます。 | D |

| 番号 | 項目 | 市民からの意見の概要 | 対応状況 | 対応区分 |
|----|--------|--|---|------|
| 8 | 第1章 総則 | 条例素案の1ページの安全計画の策定は、既存の「教育課程・全体計画」に記載している「安全計画」ではだめなのか、もしくは既存の計画にこの条例に盛り込まれた不足分を、追加する計画ではだめなのか。 | ご意見として承ります。 (今後、乳児等通園支援事業に関する情報は、実施事業者へ適宜提供してまいります。) | E |
| 9 | 第1章 総則 | 誰でも通園制度での送迎はしなくてもよいのではないかと思います。毎日利用するお子さんでも、短時間利用の方なので、直接でのやりとりが連携をとるためにも大切なのではないかと思います。 | ご意見として承ります。 | E |
| 10 | 第1章 総則 | 条例素案の2ページの非常災害等の対応も、既存の体制の活用ではいけないのか。 | ご意見として承ります。 (今後、乳児等通園支援事業に関する情報は、実施事業者へ適宜提供してまいります。) | E |
| 11 | 第1章 総則 | 条例素案の2ページの職員の一般的条件は、厳しい内容なので、処遇改善Ⅱの職務別分野リーダーの対象として受講させることは可能か。 | ご意見として承ります。 (今後、乳児等通園支援事業に関する情報は、実施事業者へ適宜提供してまいります。) | E |
| 12 | 第1章 総則 | 条例素案の3ページについて、園には規程が多く存在している。「また規程の作成か」と思う。マニュアルを提示してもらいたい。 | ご意見として承ります。 (今後、乳児等通園支援事業に関する情報は、実施事業者へ適宜提供してまいります。) | E |
| 13 | 第1章 総則 | 内部規程を、別に作成するのか、追加でもよいのか。 | ご意見として承ります。 (令和7年2月14日付けこども家庭庁通知「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」において、「既に重要事項に関する規程を別途定めている場合であっても、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項に関する内部の規程を別途定めることが必要」とされています。) | E |
| 14 | 第1章 総則 | 「非常災害対策(本市独自基準)」はこの内容でよいと思う。「その他の基準」は国の基準と同じで、この内容でよいと思う。 | ご意見として承ります。 | E |

| 番号 | 項目 | 市民からの意見の概要 | 対応状況 | 対応区分 |
|----|----------------------------|--|--|------|
| 15 | 第2章 乳児等通園支援事業 (通則・共通事項) | 小規模保育所や企業主導型保育所についての区分や支援の内容はないでしょうか。ないならない、必要ないのなら明確にしてほしい。素案の中に入れてほしい。 | 対象施設及び利用者への支援内容については、児童福祉法等の法令や国の実施要綱等で規定される予定であることから、条例素案の記載とします。 | C |
| 16 | 第2章 乳児等通園支援事業 (通則・共通事項) | 条例素案の4ページの「電磁的記録」の申請や記録など書類作成は、鹿児島市もDX推進計画を実施中であることから、電磁的記録を積極的に活用してほしい。 | 今後、事業実施にあたっては、ご意見の趣旨も参考とさせていただきます。 | D |
| 17 | 第2章 乳児等通園支援事業 (通則・共通事項) | 条例素案の4ページの「電磁的記録」の記録などは、ICT化が進む中、書面ではなくてもよいのではないかと。 | 今後、事業実施にあたっては、ご意見の趣旨も参考とさせていただきます。 | D |
| 18 | 第2章 乳児等通園支援事業 (通則・共通事項) | 行政側から乳児等通園支援事業者に対して、定期的に監査を実施し、不適切な事業者には、改善命令等の指導を行った方がよいと思う。 | ご意見として承ります。 (令和6年6月12日改正の児童福祉法第34条の17により立入調査や改善命令等の対象となっており、定期的に監査及び指導を実施する予定としています。) | E |
| 19 | 第2章 乳児等通園支援事業 (通則・共通事項) | 条例素案の4ページの2項目「乳児等通園支援の内容」の「乳児等通園支援事業の特性に留意して」とあるが、その中の「特性」について説明してほしい。 | ご意見として承ります。 (国が作成中の手引において、「子どもによって在園時間や利用頻度が違うこと」や「日々利用する子どもが異なること」などが示されています。) | E |
| 20 | 第2章 乳児等通園支援事業 (通則・共通事項) | 条例素案の4ページについて、本園園児数の経緯を見ると、令和8年度の3号認定児の利用定員30名を超えると推定されます。したがって、この事業実施についての協力は惜しまないが、受け入れ可能か不透明です。 | ご意見として承ります。 | E |
| 21 | 第2章 乳児等通園支援事業 (通則・共通事項) | 国の基準(従うべき基準)と同じで、この内容でよいと思う。 | ご意見として承ります。 | E |
| 22 | 第2章 乳児等通園支援事業 (通則・共通事項) | 国の基準(参酌すべき基準)と同じで、この内容でよいと思う。 | ご意見として承ります。 | E |

| 番号 | 項目 | 市民からの意見の概要 | 対応状況 | 対応区分 |
|----|-----------------------------------|---|---|------|
| 23 | 第2章 乳児等通園支援事業 (一般型乳児等通園支援事業) | 「設備の基準（調理設備に係る部分除く）」について、本市の基準は、表にした方が分かりやすい。 | 内閣府令の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」においても表形式で規定されていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、該当する箇所は表形式で規定することとします。 | A |
| 24 | 第2章 乳児等通園支援事業 (一般型乳児等通園支援事業) | 条例素案の4ページの1項目「設備の基準（調理設備に係る部分除く）」の「ほふく室」や「ダンパー」、「スプリンクラー設備」の専門用語がわからないので注釈をしてもらいたい。 | 内閣府令の「乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準」の条文を基に条例を制定することとされていることから、条例素案の記載とします。 なお、条例中の各用語は、建築基準法や消防法など他の法令や通知等にも記載があり、各用語の解釈については関係機関に確認のうえ、対応してまいります。 | C |
| 25 | 第2章 乳児等通園支援事業 (一般型乳児等通園支援事業) | 国の基準（従うべき基準）と同じで、この内容でよいと思う。 | ご意見として承ります。 | E |
| 26 | 第2章 乳児等通園支援事業 (一般型乳児等通園支援事業) | 設備の基準（調理設備に係る部分）は必要なことだと思う。 | ご意見として承ります。 | E |
| 27 | 第2章 乳児等通園支援事業 (一般型乳児等通園支援事業) | 条例素案の5ページ記載の「乳児等通園支援事業」と「一般型乳児等通園支援事業」の違いを説明してもらいたい。 | ご意見として承ります。 (「乳児等通園支援事業」は、「一般型乳児等通園支援事業」と「余裕活用型乳児等通園支援事業」の2つの形態があります。) | E |
| 28 | 第2章 乳児等通園支援事業 (一般型乳児等通園支援事業) | 国の基準（参酌すべき基準）と同じで、この内容でよいと思う。 | ご意見として承ります。 | E |
| 29 | 第2章 乳児等通園支援事業 (一般型乳児等通園支援事業) | 設備の基準（調理設備に係る部分除く）は必要なことだと思う。 | ご意見として承ります。 | E |
| 30 | 第2章 乳児等通園支援事業 (余裕活用型乳児等通園支援事業) | 条例素案の5ページの職員の基準だが、0歳は3人に1人、1・2歳については6人に1人という配置は、在園児を含めてトータルでの配置と解釈しているがそれでよいのか。 | ご意見として承ります。 (「余裕活用型乳児等通園支援事業」を実施する場合、保育所等の在園児に乳児等通園支援事業の利用児童を加えた数に応じた保育士等の配置が必要となります。) | E |
| 31 | 第2章 乳児等通園支援事業 (余裕活用型乳児等通園支援事業) | 「幼保連携型認定こども園」と「認定こども園」及び「家庭的保育事業」の内容を説明してもらいたい。 | ご意見として承ります。 (各施設の内容は、児童福祉法第6条の3第9項、同法第39条の2及び認定こども園法等をご参照ください。) | E |
| 32 | 第2章 乳児等通園支援事業 (余裕活用型乳児等通園支援事業) | 国の基準と同じで、この内容でよいと思う。 | ご意見として承ります。 | E |

| 番号 | 項目 | 市民からの意見の概要 | 対応状況 | 対応区分 |
|----|-----|---|---|------|
| 33 | その他 | 本事業の適正な運用を実施していくため、行政、児童福祉審議会等、事業者団体と協働して、P D C A サイクル図を作成して、年度毎に業務の改善を図ってほしい。 | 今後、事業実施にあたっては、ご意見の趣旨も参考とさせていただきます。 | D |
| 34 | その他 | 職員の基準を満たすのがとても難しい。募集をしてもすぐには希望者がみつからないのが現状である。 | ご意見として承ります。 | E |
| 35 | その他 | 保育士が足りない中、このような事業を進めるのであればそれなりの人員確保や設備や敷地の確保のための準備などをしっかり整えた上で行うのであればいいと思う。しかし今の段階では人手不足でどこの園も受け入れられないのではないかなと思う。 | ご意見として承ります。 | E |
| 36 | その他 | 保育者の処遇については何も触れられていないが、既存の配置基準での対応なのか。それとも加算が考慮されているのか。 | ご意見として承ります。 (令和7年度は地域子ども・子育て支援事業による補助、8年度は法律に基づく乳児等のための支援給付として国が現在検討中であり、実施事業者へ適宜情報提供してまいります。) | E |
| 37 | その他 | 現在は保育士さんのメンタルが弱っている方がおられるため、処遇改善の中でも保育士が減ってきています。保健師の巡回で保育士のメンタル、乳児の安全確保になるのではと思います。 | ご意見として承ります。 | E |
| 38 | その他 | 「子ども誰でも」はとても良いことだと思います。 しかし、私の勤務する園は企業型のため、地域枠もビル内のオフィスに勤務されている方、従業員の方のみ受けいれています。その中で、「誰でも」となった時、どこまでの方を受けいれればいいのか、設置者も管理会社も、今まだ方向が決まっていません。そういう園もあるということをご理解していただきたく、また、どのような方向でいくのかを決め、指し示してほしいです。 | ご意見として承ります。 (今後、乳児等通園支援事業に関する情報は、実施事業者へ適宜提供してまいります。) | E |
| 39 | その他 | いい制度かもしれないが、事業所としては、今でも不足している保育者の確保が難しいものと思われる。国は、令和7年度は、1歳は6人に1人から、5人に1人と言っている。この事業は従前どおりなのか。 | ご意見として承ります。 (今後、乳児等通園支援事業に関する情報は、実施事業者へ適宜提供してまいります。) | E |
| 40 | その他 | 利用定員についてだが、定員120%までなら受け入れてもいいのであれば、この事業の受け入れの考え方も変わってくるのでは。 | ご意見として承ります。 (教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則となりますが、今後、乳児等通園支援事業に関する情報は、実施事業者へ適宜提供してまいります。) | E |